松江市都市再生推進法人の指定手続きについて

推進法人になろうとする法人

松江市

国土交通省等

（都市局まちづくり推進課、地方整備局等）

①都市再生推進法人の募集

②申請に際しての事前相談（任意）

事前相談
（任意）

②申請に際しての事前相談（任意）

③指定の申請（法第118条第1項、令第20条）

都市再生推進法人になろうとする法人が、松江市長に指定の申請を行います。

申請書類の提出

④審査（法第118条第1項）

申請してきた法人が、都市再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができるかどうか審査します。

【審査内容】

まちづくり活動の実績や目的・内容、人員配置や人員体制、業務の遂行が可能な経済的基礎、関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等との連携　など

相談
（任意）

審査に関する相談対応

⑤指定（法第118条第1項・第2項）

審査の結果、都市再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、松江市長が都市再生推進法人として指定します。

通知

⑤公示

松江市長は、都市再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地を公示します。

⑥都市再生推進法人として活動開始

●都市再生整備計画の案の提案
●公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施　等

※事業年度開始の際は事業計画書・収支予算書を、事業年度終了の際は事業報告書・収支決算書・貸借対照表を提出しなければなりません。

監督

報告

⑦監督（法第121条）

・松江市長は、都市再生推進法人に対し、業務の報告をさせることができます。
・都市再生推進法人の業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずるように命ずることができます。（改善命令）
・改善命令に違反したときは、都市再生推進法人の指定を取り消すことができます。